- 昭和43年度当初予算決る
- 米6万俵達成をめざして
- 水かけ論争

よいた だより

（題字は町長丹山大三筆）

No.22 昭和43年4月1日発行

発行・与板町役場
新潟県三島郡与板町大字与板甲163
電話・与板400

編集・"与板町だより"編集委員会
印刷・新潟プロセス印刷株式会社

昭和43年度 当初予算決まる

一般会計 一億六千八百万円

本年一年間の与板町のふところは一億六千八百万円となりました。この額は昨年に比べ四百万円の増加となります。収入総額のうち地方交付税等国の支出金は八千二百万円で総収入の四十八・八パーセントを占め、町税は四千百万円で二十四・四パーセントを占めています。

予算作成には次の点を考慮しました。

1. 全般的事項

国に於ける昭和四十三年度予算に表れた財政硬直化の度合は近年にない厳しさが感じられます。このため、国に於ても四十二年度中に七パーセントの経費の節約を実施して財政硬直の是正に努力しています。

そのため、昭和四十三年度においては、大きな収入源である地方交付税を国が一定額借り上げることになつているため一段と地方財政が苦しくなるものと思われます。当町とても例外ではありません。本年度においては八パーセントの上昇しか見込まれません。又、地方税法の改正による民税へのはね返りも考慮に入れなくてはなりません。

又、補助事業、起債事業も削限される方向にある事は必至であります。最近の地方財政は増大の一途をたどつていますが極力諸経費の重点化とその効率を高め消費的経費の節減に努め健全化への努力をしなくてはならないと思われます。

与板町に於ては、昭和四十二年度は、公約実施をその重点施策とした為前年度より繰越した赤字と併せて本年度は相当額の赤字は必至の状態にあります。四十二年六月以降自主的財政再建計画を策定し議会の了承と県の承認を得て第一年度計画遂行に重点指向中であります。そのため、昭和四十三年度予算は必然的にこの計画を骨子としたものであります。

然し、再建計画は必ずしも町政執行を委縮するものではありません。公共事業、建設事業の増加については住民の要望に応えなくてはなりません。このため消費的経費の節減と各種補助事業の整理を行ないました。

又、本年度、新規事業は除雪用車輌以外当初は計上しません。然し幼児教育の振興と「ゴミ」処理については、客観状勢の推移により研究に着手することも考慮に入れています。（次頁につづく）

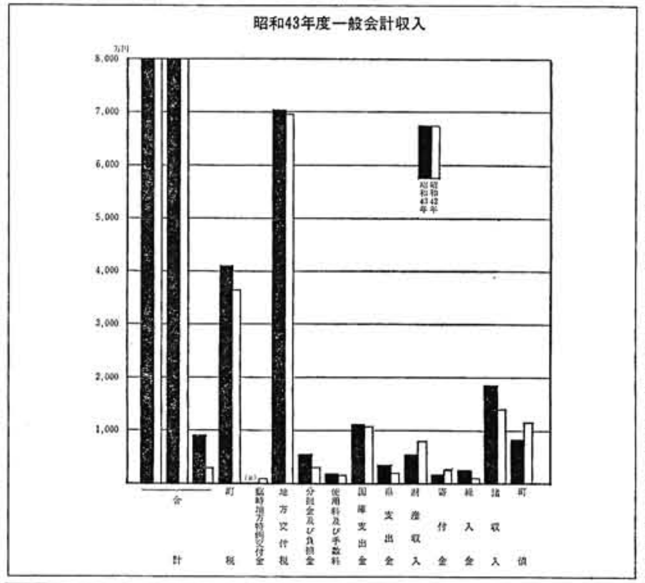
昭和43年度一般会計収入

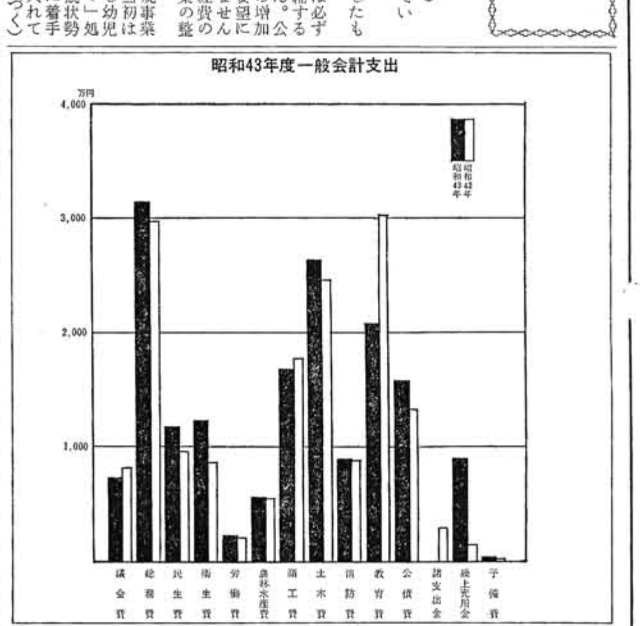
昭和43年度一般会計支出

"消防庁長官表彰"の栄誉に輝く

—与板町消防本部・消防団—

去る三月二十日午前十一時より小学校西運動場に於て、国家消防庁長官表彰による竿頭綬の伝達及び樹立の式典が、県消防々災課長をはじめ、隣接町村長、消防団長、町議会及び消防退職幹部の方々の御臨席のもとに盛大に挙行されました。これは三月七日、東京武道館で天皇、皇后両陛下御臨場のもとで、自治体消防二十周年記念式典が挙行されましたが、この時消防関係の表彰が行なわれ、出席された山田消防団長さん他が、栄ある竿頭綬表彰を受けてこられたものです。

「竿頭綬」について

この竿頭綬とは消防表彰規定により授けられるもので、「消防力の拡充強化・消防吏員・消防団員の教養及び火災の予防等が優秀で、他の模範と認められる消防機関」に対して、国が細かい点数計算により算定し、合格点に達した場合に授与されるものであります。

これまでに当町消防団には

昭和二十三年
（新潟県表彰旗）
昭和二十六年
（新潟県消防協会表彰旗）
昭和三十年
（日本消防協会表彰旗）

の表彰を受けており、これ以後十三年目にして、この度の竿頭綬を受けたものです。

この竿頭綬はこれまでの表彰旗とはちがい、獲得困難なものであるということはいうまでもなく、従つて当町類似団体他町村消防団には全く見られず、全国都市部においても受けられないところもあるくらいに権威のあるものであります。

よつてこの晴の竿頭綬受賞を受けたということは長年「愛情・誠実」を、団訓とする山田晃団長を中心とした与板町消防団の日夜たゆみなき努力の結晶であるということはいうまでもなく、更には町民各位並びに関係各位の方々の御協力の賜であります。時あたかも明治百年記念、自治体消防二十周年記念の良き年に竿頭綬の栄を受けたことは与板町として大へん意義深いものであり、私達はこの喜びを味わいながらも、この竿頭綬に恥じないよう、今後益々火災予防に精進しようではありませんか。

—与板局は 940—24—

7月から 郵便番号制

自分の住所にも書きましょう

郵政省は、七月一日から全国いつせいに「郵便番号制」を採用することになりました。

郵便番号とは、全国の配達局の受持区域につけられた番号で、これをあて名や発信人の住所氏名といつしよに郵便物に書いていただき、区分け作業を機械化、能率化して郵便のスピードアップを図ろうとするものです。番号には地域によつて三ケタと五ケタの二種類があり、五ケタの場合は下二ケタを子番号といいます。

与板町の郵便番号は次の通りです。

九四〇—二四

今後、郵便をお出しになるときは、ご自分の住所にこの郵便番号を「郵便番号九四〇—二四」のように書きそえてください。尚、郵便局では、全世帯に対し近接都府県の番号表を無料で配布します。

お知らせ

参議院議員選挙の標語募集

第八回参議院議員通常選挙を控え明るく正しい選挙推進のため次の要領により選挙標語を公募いたします。

参議院議員選挙の標語募集要領

1. 目的

民主々義・議会政治を確立するには、その基をなす選挙が、清く、明るく、正しく行なわれることが何よりも大切であることは勿論ですが、現下のきびしい内外の諸情勢に対処せねばならない今回の参議院議員の選挙においては、このことが特に重大な意義を持つと言わねばなりません。この自覚を有権者の胸に深く訴え、投票行動に役立つ標語を、広く一般から募集します。

2. 募集〆切日

昭和四十三年四月二十日（当日消印有効）

3. 用紙

官製はがき一枚一句、一人二枚まで。

4. 賞金

一等	一人	二万円
二等	三人	各一万円
三等	五人	各三千円
佳作	若干人	記念品

5. 審査の結果発表

昭和四十三年五月八日新聞、放送、私たちの広場で発表します。

6. 主催者（応募標語の送り先）

財団法人明るく正しい選挙推進全国協議会
住所 東京都千代田区平河町二の六麹町会館内

新入学(園)児童の交通事故防止強調運動

昭和四十三年三月二十五日から四月二十日まで新入学（園）児童を交通事故から守ろうと、この運動が展開されています。小さな子供達は反射神経が鈍く、とつさの場合の自由がききません。子供を見たら車は徐行し、又、危険な場所にいる子供を見たら、見て見ぬふりをしないで一声注意を与えてやつて下さい。

当町においても街頭指導を中心に各種事故防止対策を推進しておりますから御協力をお願い致します。

尚、小さな子供のいられる家庭では次のような指導をしていただきたいと思います。

1. 道路における危険な場所は、具体的に、からだを通して指導して下さい。
2. 屋外での遊びには充分注意を与えて下さい
3. 登校（園）直前にはこどもの情緒安定のため、やかましく注意したり、おこつたりしないで下さい。
4. 家庭での団らん時の話題に交通安全をとり入れて下さい。

（前頁より）

2. 歳入について

町税

四千百万円と歳入全体の二十四・四パーセントを占める町税は昭和四十二年経済成長率を考慮に入れて計上しました。

この中では、市町村民税、固定資産税が全体の七十・七パーセントを占めています。その他ではタバコ消費税が七百万円と全体の十七パーセントを占め重要な財源となつています。

尚、この町税は、町民一人当り四千九百四十九円づつ負担することになります。

都市計画税は再建計画により廃止され、固定資産税と一本化されました。

地方交付税

歳入の中で、四十二パーセントと一番大きな割合を占めている地方交付税は、四十二年度実交付額に十パーセントを加え計上しました。

又、特別交付税については、再建計画を基準として計上しました。

地方債及県貸付金

地方債については減税補塡債、除雪車国庫補助残について見込みました。県貸付金は本年度計画路線に対応するものを見込計上しました。

税外収入

税外収入については経費増高に即応して逐次適正化を計る方針でありますが公共料金としては特に引上げをしません。

その他では、町有財産の一部を売り払い特定財源の確保を計る予定であります。

3. 歳出について

歳出については、給与改訂の平年度化、法定福利費の増加及び、公債費の加速度的増加に伴う元利償還金、公共投資及び義務的負担金を優先して組入れ、消費的経費を極力節約しました。

更に、執行の面に於て効率的な運用を計りたいと思います。

総務管理関連費

議会費、総務費共に主要なものは人件費でありますが、これを充足計上し、物件費を四十二年度決算見込額を基準として計上しました。

その他、特に増大する交通事故に対処するための交通安全対策についても配意いたしました。

民生関係費

総括的には、四十二年度決算見込額をもつて計上しました。

その他、衛生的な住みよい郷土実現のための、し尿処理センターへの運営費負担金と、国の社会福祉制度との関連を考え母子健康センターの運営費を計上しました。

産業振興費

農林業については、近代化設備の促進、生産増強の促進、教育情報の提供等を計るための予算を計上しました。

商工業関係については設備近代化、産業育成資金利子補給の継続、組織の育成強化に出来るだけの措置をしました。

土木費

道路維持については、前年度以上を配当し、ブルドーザーを導入することにしました。

道路新設、河川関係等についても財政事情により不充分ではあるが計上し道路新設については、県の貸付金を財源の一部としています。

街路事業については、受入態勢に充分配慮しました。

町道舗装工事については、国の補助等、財源の確保が可能となつた場合に措置を考慮することになつています。

教育費

教育費については経上経費のみを計上しました。

以上主な項目についての概要をのべましたが全歳出を町民一人当たりにしますと二万二百九十九円になります。

水道事業会計

企業会計として 水道課を設置

水道事業は、本年度から公営企業法の適用により企業会計として独立採算制の経営原則にもとづき常に企業の経済性を発揮するとともに施設の整備拡充を計り住民の福祉向上に努力いたします。

事業概要

一、給水計画人口
一万三百人
一、一日最大給水量
二千六十立方メートル
一、一人一日最大給水量
二百立方メートル
一、予定総配水量
四十六万六千立方メートル
一、予定一日平均配水量
一千三百二十立方メートル
一、給水栓（戸）数
一千七百五十栓（戸）

収益的収入及び支出

事業収益

営業収益として全収入の八十八パーセントにあたる一千四百五万円が水道使用料収入で、水道事業は、ほとんどこの収入により維持管理運営され、その他、受託工事収入四十六万円、材料売却、手数料等収入四十八万円、計一千四百九十九万円と営業外収益として負担金その他約百一万五千円合計千六百万五千円であります。

事業費用

原水の取水及び濾過滅菌等の設備の維持及び作業に要する費用二百二十三万三千円、配水設備等の維持及び作業等に要する費用二百六十三万七千円、受託工事費二十八万五千円、事業活動の全般に関する費用及び料金の調定検針集金その他の事務費等百九十九万九千円、資産の減価償却費三百十万六千円、その他一万六千円、計一千二十七万六千円とし営業外費用として支払利息（企業債に対する利息等）四百六十六万四千円、合計一千四百九十九万円で収益的収支は百一万五千円の利益剰余金となります。

資本的収支

資本的収入

なし

資本的支出

建設改良費として送配水管等布設費として三十五万七千円、固定資産購入費として十万円、計四十五万七千円及び企業債の元金償還金として三百六十六万四千円を計上しました。

合計四百十二万一千円の支出を見込みました。

この資本的収支の不足額を当年度分損益勘定留保金三百十万六千円及び当年度利益剰余金百一万五千円で補てんするものであります。

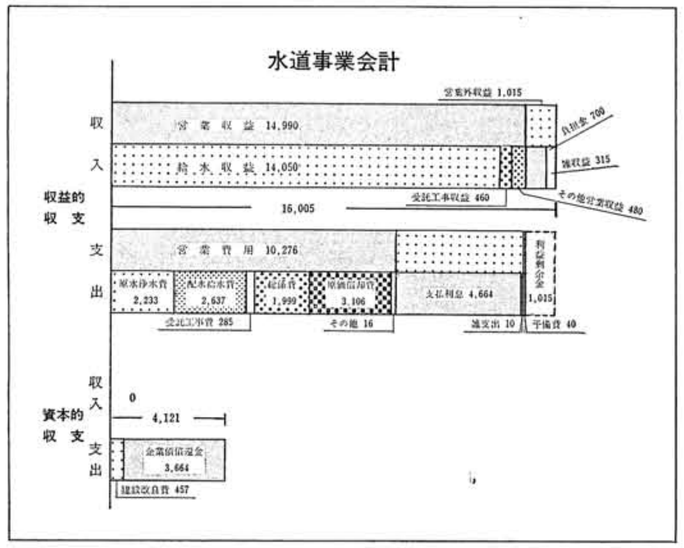
水道事業会計

国保会計

総額 四千五百八十万円

一世帯あたり
保険税　一万七千百六十一円
保険給付費　三万五千百九十四円

昭和四十三年度の国民健康保険会計の規模は前年より一千万円多い四千五百八十万円となりました。

これは受診率の上昇と療養給付費の増高、更に平年度化した全世帯員に対する七割給付の実施等により、この会計の主軸である保険給付の大巾増加によるものです。

1. 歳入について

保険税

この会計の特殊性として支出に見合う収入を得なければならないということから、医療費の上昇、七割給付の実施等保険給付費の増加により前年に比べ三百三十万円の増加になりました。

保険税は、全収入の四十四・八パーセントを占めています。

国庫支出金

これは、療養給付費及び国保事務費に対する国の負担金、保険税の軽減措置、財政調整のための補助金です。前年に比べ五百九十九万円多くなりました。

全収入の五十三・五パーセントを占めています。以上が歳入の主なものです。

2. 歳出について

保険給付費

全支出の大部分九十二・一パーセントが保険給付のための費用となつています。この額は、過去三ヵ年の実績と更に前述の諸理由により大巾な増加が予想されるためです。

総務費

これは役場事務及び運営審議会に要する経費です。

※参考

年間平均世帯数	一千百七十一世帯
年間平均被保険者数	四千九百七十五人
受診率	四百五十七・五五％
件数	二万二千七百六十三件
一件あたり費用額	二千五百八十六円
被保険者一人当りの費用額	一万一千八百三十四円

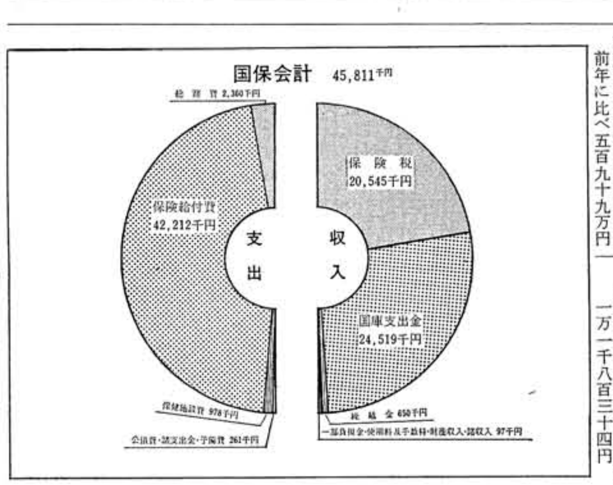
国保会計 45,811千円

話題

「ケチ」と貯蓄

昔から「宵越しの金は持たない」などと浪費が美徳と吹聴され、一般的にそれでよいものとされ計画性のない生活を送つてきた訳でありますが、しかし、今日の様に経済が高度成長し生活そのものが広範多岐に渡つてくると、このような考えでは生活に無理が生じ世の中の進歩発展に生活のリズムが合わなくなつて参ります。世の中のテンポに合つた生活をしていくためには、ある程度の貯え即ち貯蓄を行なつておく必要があります。

貯蓄の重要性、必要性については今更いう必要はありませんが不時の災難等にあつた時には、貯蓄のありがたさがしみじみ感じられるものです。

貯蓄は社会資本の充実としても必要でありますが予測のできない出費、加えて、今日の物価上昇の中にあつて営む生活において私達は改めて旧来の因襲から脱皮した新しい生活設計を確立しなくてはならないと思います。

貯蓄は家を治め国を興こす基といわれております。今年こそ生活設計に加えられて始めていただきたいと思います。

そこで、これを始める一つの方法として「ケチ」ということについてお話してみましょう。

数年前、ある人が次のようなことを言つておられました。

「馬鹿な連中は金を持つていない、金を持つていない人間程、馬鹿なことを言つたり、したりするんです」と、この人は食事のときに塩をなめなめ一億円を貯めたそうです。この人のやり方は例外だと思いますが、他の人と同じような生活をしていたのでは仲々貯まるものではありません。仁丹で有名な森下仁丹社長の森下泰氏は「食べずに死んでしまうのがシブチンで、ケチは、栄養のあるものをいかに安く食べるかということでしょうね、そうして額をまとめる。意味のあるつかい方は、まとまらないとできませんからね」とケチを定義しておられます。

世の中は一人のケチに九人の馬鹿がいることで成り立つているそうです。私達の生活には、暑いからビールをチョイト一杯とかスポーツをやり優勝したから祝杯をあげようとか、仲間づき合いと称して飲むとか、つかわないでも良い金をつかつて月給日が近くなるとサイフは空ということが多くあります。

昔から「宵越しの金を持たない」ことが美徳のように言われ、大した理由もないことに金を使つて当たり前という、およそケチとは正反対の考えが強く、ケチは悪徳のように言われ仲間はずれにさえされかねなかつたことが多く見受けられました。このような空気の中で育つた私達は、貯金をするのをなにか悪いことでもするようにコソコソとやつていたというのが実情ではないでしょうか。しかし、森下社長が言われるように少ない金では思い切つたことはできません。私達が生活の基礎とする家を建てるにしても、マイカーを買うにしても金がなければできない相談です。そのためにも目標をたてて貯金することが大切です。ケチは悪徳ではなく自分の生活をより豊かにするための一方と考えて行こなえば、「ケチ」の観念は見直されるものと思います。

では、どうすればケチな生活ができるでしょうか一つの方法を紹介してみましょう。

まず月給をもらつたら今後一週間内に必要な最少限の経費からさらに一割を差引いた金を手許に残し、残つた金を全部貯金する。そして残つた金一週間分を八日間で使うようにする。手許に金が一銭もなくなる迄貯金は絶対に引き出さない。引き出すときは、はじめと同様に一週間分の最少限の経費から一割を差引いた額とし、使うときは八日間で使うようにする。これを繰り返せば、不必要なつき合いやムダ使いはできないハズです。これで友達との一杯の回数をへらせば、時には「ケチ」と言われるかもしれませんが貯金通帳の金額がふえることは間違いありません。

マイカー、マイホームどちらも結構「ケチ」は他人に迷惑をかけなければ美徳です。自分の生活をエンジョイするための一方として大いにやつて下さい。

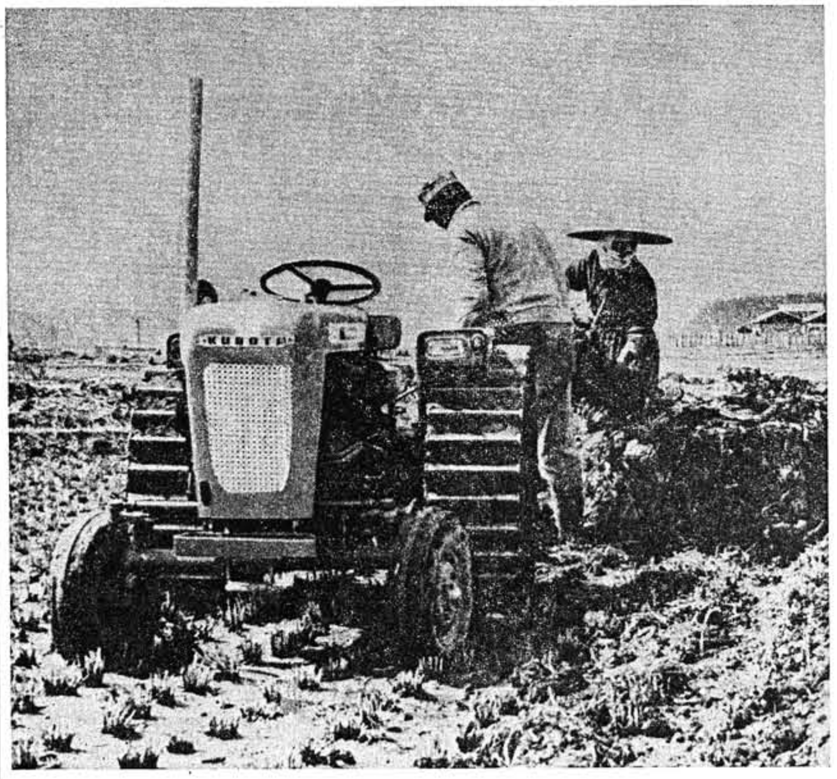

米六万俵達成目ざして

県では昭和四十五年を目途として米の生産一〇〇万トン達成を目標に推進しております。与板町でもこれに呼応して昭和四十五年度六万俵達成を目ざして運動を展開してまいりましたが初年度に当る昭和四十二年は運動の趣旨は徹底し増産意欲は高まり幸い天候にもめぐまれ飛躍的な収量の伸びを示し空前の大豊作となつて目標に向つて大きく前進しました。

したがつて昭和四十三年度の米一〇〇万トン達成運動は四十二年の成果の上に立つて四十二年稲作以上の収量を確保しさらに良質米の生産をはかるため指導を徹底したいと思います。

四十二年の飛躍的の増収は初期成育が良く、良質穂数が多くかつ倒伏、病害虫の被害が少なかつたことが大きな要因であります。したがつて、昭和四十三年稲作は特に次の事項を徹底する。また四十二年産米は雑品種の増加や穂発芽等のため米質が低下したが、四十三年度は米質の向上につとめる。

重点技術事項と推進方策は次のようになります

㈠健苗の育成と密植の推進

苗の育成と密植をはかるとともに初期優良茎を確保する。苗代面積の拡張、協定栽培、集団栽培による段まき段植の励行、共同苗代、共同田植の実施、田植框の改良

㈡元肥の適正と穂肥の活用

元肥～適正な施肥量を協定施肥を中心にすゝめる。

穂肥～集団で穂肥診断を行ない、稲の生育に応じて施用時期、施用量を適正にし分施を行なつて稲の後期栄養をおとさず、稔実を良くする。

㈢病害虫防除の徹底

防除体制の整備、予察にもとづいて適期防除を徹底する（いもち病、紋枯病、白葉枯病、二化メイ虫ウンカ類）

㈣用水管理の改善

初期の適正な水管理、夏期の水更新、中干し、間断灌水等を行つて根の健全化につとめる。

用排水系統別に問題地域の検討

㈤米質の向上

適期刈取り、穂発芽防止、乾燥の適正

予報にともなう稲作技術対策

月	生育期間	予想される天候（新潟地方気象台）	予想される稲作上の問題点	予想される稲作技術対策
4月	播種期 （苗代期間）	◦春（四、五月）の天気変化は周期的で平均気温は高めに経過する	◦発芽、苗立ちは良好。 ◦苗の生育は進む。 ◦厚まき苗代は徒長のおそれがある。 ◦被覆苗代は苗ヤケがおきやすい。	◦多雪地帯では消雪時期、田植期に合せて播種する。 ◦苗が徒長するおそれがあるから、うすまきにする。 ◦除覆時期に注意し、苗ヤケを発生させない。
5	田植期	◦四月下旬から五月上旬にかけて晩霜のおりる傾向がある。	◦活着、初期分けつの発生は順調であろう。	◦苗の生育に合せて田植期を調せつする必要がある。
6	（分けつ期間）	◦梅雨の後半には北方の高気圧が強まり、また前線の活動も活発になるため局地的な大雨や低温がけねんされる	◦北部平坦、山沿地帯などの低温水灌漑地帯は活着、初期生育のおくれが懸念される	◦北部平坦、山間地などの冷水掛りで田植えのおくれる地帯、極早生穂重型品種は特に密植にする。
7	幼穂形成期	◦梅雨あけは平年よりやゝおそく七月下旬頃から夏らしくなる。	◦いもち病、紋枯病の多発が予想される。 ◦分けつが多くなり、分けつの切り上りが悪くなるであろう ◦平場の極早生品種、山間地では低温障害の発生が若干予想される。	◦元肥の施用を適正にして気象変化、生育状況に応じて穂肥で調せつする。 ◦低温障害に対処し保温的水管理に注意する。 ◦盛夏期に水の更新につとめ根の健全化をはかる。
8	出穂期 （登熟期間）	◦盛夏期の気温はほぼ平年並に経過する見込み。 ◦台風発生数は例年よりやゝ多く本土に影響する台風は三～四個でほゞ平年並。	◦出穂期は昭和四十二年稲作ほどに早まらないであろう。 ◦穂いもちの発生が多いであろう。 ◦台風、大雨による被害が考えられる。 ◦倒伏、穂発芽、登熟不良のおそれがある。	◦穂肥実肥は稲の生育、天候の推移に応じて調節し過施用をさける。
9	成熟期（刈取期）	◦九月の気温は平年より低目となり秋は早冷の傾向がある。	◦秋雨、低温で秋作業、乾燥に支障があろう。	◦適期刈取りを励行する。 ◦適正な乾燥をはかる。

農業者に夢を

農業者年金署名運動始まる

〝農業者のための年金をつくろう〟という動きが最近とみに高まつております。これは、さきの衆議院選挙で、佐藤首相をはじめ与党の候補者が〝農業者にも恩給を〟と公約したことが直接のキッカケです。しかし、その底には、長い間、現在の国民年金制度の貧弱なことに不満を抱いていた農業者の憤りがあつたからです。

農林省では、早速、昭和四十二年度の予算に農業者年金制度の調査費を計上して、すでに本格的な検討をはじめました。

農業者のための年金という場合、そのなかみは大きくわけて三つ考えられます。

一つは、農業者の老後の生活保障のためのもので、一定年令に達した農業者に毎月一定額の年金がうけられるようにしようというものです。

農業基本法の精神にてらしても、他産業との格差是正は、国の責任であります。土地と自然を相手にする農業生産には、一足とびに生産性をふやしたりすることはできません。他産業との格差をちぢめるために、農業生産物に対する価格政策がとられていますが充分ではありません。農業者に対して、社会政策的にも充分の所得がうけられるようにすることがどうしても必要なのです。

つぎに、農業経営の若返りをねらつた経営移譲のための年金です。農業経営の近代化を進めるために、優秀な後継者に早めに経営を譲るようにしたい。それには、経営を譲つて隠居する経営主に老令年金より一層手厚い年金がうけられるようにすべきではないかというものです。

さらに転職、離農していく人たちを援護する年金も考えられます。農業をやめて転職したり、引退していく人たちの第二の人生をできるだけ援助してあげようというものです。これら農業者のための年金制度を確立するためには、農業者の強い団結とたくましい行動力が必要です。全国の農業者の結集した政治力を国会に反映するため、農業委員会、農協が音頭をとつて衆参両院議長宛の署名運動をとりまとめ中であります。

生活の知恵

サングラスの効用

眼科医より虹彩炎、角膜炎、網膜炎などの眼科的疾患により、サングラスをかけるようにすすめられている人を除き、普通の人は、つぎの点に留意しましよう。

一般的に海や山などでギラギラした強い反射光線を受けながら長時間なにかをするなどといつた場合、戸外のスポーツを長時間見物するといつた場合に必要です。

又、スキーで雪山に行く場合には雪眼炎（ゆきめ）を防ぐためにお忘れなく。職業上、特に強い光線を受ける場合にも保護する必要があります。

曇天の日の、電車、自動車の中でのサングラスの使用は、美容上の意味しかなく、かえつて強い光線にたいする抵抗力を弱め感心しません。

白人の場合は別で日本人より虹彩（茶目）のメラミン色素が少ないので羞明感が強くサングラスを常用する人が多いのです。

口約束と法的効果

法律上の行為には、当事者の口約束だけで法的効果の発生してしまうものと、一定の手続きをしないと効果が発生しないものとがあります。口約束だけで効果が生ずる場合には、口約束にさいして相当慎重でなければならず、手続きを必要とする場合には、手続きを完了するよう注意せねばなりません。なお、口約束だけで効果が生ずる場合でも、後日の証拠のために契約証書を作成しておくほうが安全です。

いくつか例をあげますと、動産や不動産の売買契約は、口約束だけで成立し、効果が生じます。

ただし、売買の効果を第三者にも対抗するためには、登記や引き渡しが必要です。

また、貸借契約については、金銭の貸借のような、いわゆる消費貸借は口約束だけではたりず、実際に金銭の受け渡しをしたときに成立し、効果が生じますが、土地や家屋のいわゆる賃貸借の場合は口約束だけで成立し効果が生じます。

なお、他人に金品を贈与する契約は、口約束だけで成立しますが、その旨を書面にしておかないと、当事者は贈与をいつでも取り消すことができることになつていますので注意しましよう。

化学繊維製品をせんたくする前の準備

最近出回つている婦人服には、性質の異つた繊維が三種類も組み合わされたものがあります。したがつて繊維の性質を考えて洗わないと大変なことになります。

せんたくするときは、まずより分けることからはじめて下さい。

1. 繊維の種類によつて洗剤を使い分けするので、せんたくものを、つぎの二つのグループに分ける。

A、綿・麻・レーヨン・ポリノジック・キュプラ

B、絹・毛・アセテート・合成繊維

ただし、A・Bグループのものが組合わされているときは、その混紡率にもよりますが、原則としてBグループに入れて下さい。

2. 色もの（柄もの）と白地のものに分ける。染めの悪い製品の色が白ものに移るのを防ぎます。

3. よごれの程度によつて分ける。よごれのひどいものと、いつしよに洗うとほかのものまで黒ずんでくることがあります。

4. 薄地のものと厚手のものに分ける。これは生地のいたみや型くずれを防ぎます。

又、クリーニング店に出すときは、その繊維名を書いて渡すなり、シミの原因をいつておくと、よりきれいになりますし思わぬまちがいを防ぐことにもなります。

「水かけ論争」

最近国民の関心を集めた論争のひとつに、雑誌「暮しの手帖」の記事をめぐる〝水かけ論争〟があります。御存知「石油ストーブの火はバケツの水で消せる」ということであります。

時期的に春を迎えており多少関心もうすらいでおるかもしれませんが、このことについて先に消防研究所において実験結果が示されましたのでお知らせいたします。

「石油ストーブをひつくりかえした場合の消火方法」

(1) 石油ストーブをひつくりかえした場合には、その直後、着火しないときはもとより、着火したときでも落ち着いて、できるだけ早くひきおこす（立てる）ように努めること。

(2) 石油ストーブはできるだけ畳の上に置くこと。（板などの上に置かなければならないときは、じゆうたん等を敷いてその上に置くこと。）

(3) 石油ストーブを畳の上に置いた場合の消火方法

イ、水バケツを使用するとき。

水バケツによる消火は効果があるが、水を汲みに行くまでの間に他に延焼することを避けるため、石油ストーブの上部、又は周囲の燃えやすい物を、手早く取り除いてから水を汲みに行くこと。

水バケツでの注水（消火するための水のかけ方）は一挙に石油ストーブの芯をめがけて上からかけること（反射型の石油ストーブがうつぶせに倒れたときは横から注水しないと芯にかからない。）

なおバケツには水を十分入れてから注水し、完全に消火するまでくりかえすこと。できれば石油ストーブの近くにあらかじめ水バマツを用意しておくのが望ましい。

ロ、毛布などをかけてから水バケツを使用するとき。

着火後押入れなどにある毛布を取りに行き、これを石油ストーブにかけることにより火勢を十分おさえて他への延焼の危険を少なくすることができる。

従つて周囲に燃えやすい物があつたり、水を汲みに行くのに時間がかかるような場合にはまず、この方法をとること。

毛布をかけるときは完全に炎を包むようにし、すき間をつくらないように足で踏みつけそのうえでまんべんなく水をかけること。この場合に、かけぶとん等を用いることができれば毛布よりも効果が大である。

(4) 石油ストーブを板などの上に置いた場合の消火方法

イ、着火してから水を汲みに行つても間に合わないことが多いから必ず石油ストーブの近くに水バケツを用意しておくこと。

注水のやり方は前記(3)のイ、の要領によるが、注水により炎が四散し、周囲の燃えやすい物に延焼することがあるので注意すること。

この場合は毛布による方法は効果が期待できないが、かけぶとんを用いることがあれば効果がある。

(5) 石油ストーブの下にじゆうたんを敷いた場合は畳の上に置いた場合と同様の方法とする。

以上のことは石油ストーブをひつくりかえした場合の〝水〟による消火方法でありこれが絶対的なものではなく、単に水でも消えるということである。やはり、この種のものには消火器の方が効果が大であるということを私達は忘れてはならない。

なお、これに類似したものとして天ぷら油に火が入つた場合があるが、これには絶対水はいけない。この場合にはガス栓を閉めるなど火源を取り除いてからなべぶたを天ぷらなべの火面を覆うようにかぶせ、すき間があつたらぬれぞうきんなどでふさぐことによつて容易に消火できる。

この場合にも消火器の方が効果があるということはいうまでもないことである。

良寛さまの書簡と与板

富取守静宛のもの

富取守静は医者で与板に開業していられた。良寛さまとは親しい間柄であつた。従来の書物にはこの人が地蔵堂で医者をしていて良寛さまとは仲のよい関係にあつたので、この書簡は地蔵堂の守静宛のものであると大ていの研究家が断定していた。然るに、最近発刊された「良寛のふるさと」（小林新一、宮栄二共著）には、はつきり与板の医者富取北仙のことであると明記されている。尤も与板の言伝えとしてはきいていたが、著書に明確に記載されたことを見たのは、私としては始めてである。私は内心大変喜んでいる。

書簡のよみ方

いんきんたむし再発致し候間萬能功一（貝）御恵投下されたく候。以上

七月九日　良寛

守静老

解説

いろいろとある病気の中に、いんきんたむしという奴はなにか骨稽味である。良寛が、それに悩んで痒（おわ）がつたということは大抵の男が経験することではあるが、平気で手紙を出した処はいかにも良寛さまらしいかざり気のない愉快な手紙である。良寛さまの風格がそつくりあらわれていてまことにおもしろい。

その上一貝を一㋐と絵であらわしたことは尚更おもしろいと思う。

文字の代りに絵を書いて、その意を表現した手紙には、解良熊之助宛のものもあるが外には私は見たことがない。良寛さまは親しい友人なので多少おどけ心があつたのであろう。

（解説は宮栄二氏のもの。東郷豊治氏のものを参考にした。）

駒形　新作　記

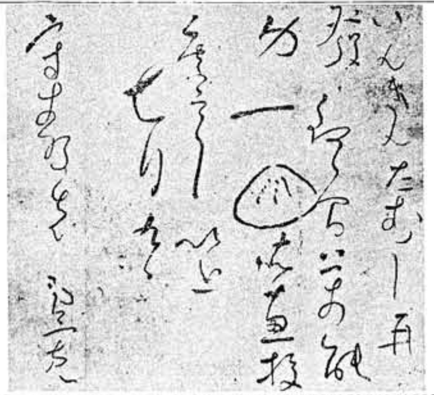

告訴して不起訴のときは長岡検察審査会へ

国家の主権はすべて国民がもつています。検察審査会も検察官のしごとのやり方を国民が監視する制度です。

犯人を裁判にかけるのは検察官だけしかできません。詐欺、交通事故、暴行その他いろいろの犯罪で被害を受け、警察や検察庁に告訴したが、検察官はその事件を裁判にかけてくれない。不起訴処分にしてしまつた。そのような、どうしても納得がゆかないとき、この検察審査会に申しでると検察審査会では、その事件の真相をよく調査して、不起訴処分にしたことが正しいかどうかを調べ、不起訴処分にしたことが相当でないと判断したときは、検事正に通知して、もう一度考え直すことを求めることができます。

検察審査会は衆議院議員の選挙権を有する国民のなかから「くじ」で十一人の検察審査員を選びます。したがつて検察審査員は男女を問いませんし、職業もいろいろの方です。この検察審査会は全国に二〇四ヶ所もあり与板町の場合、長岡検察審査会の管轄区域に入つております。

申立ても相談も無料ですから、不起訴処分に納得がゆかない被害者は気軽に相談してください。

御相談は

長岡市神明町九九八の二

長岡裁判所内、長岡検察審査会事務局電話㈡―二一四一番です。

第6回新潟県

農業機械化春季講座

一般公開（入場無料）

4月24日	講演および農業機械運営研究会
12.30～16.30	越路町役場二階
4月25日	機械化一貫作業実演展示大会
10.00～15.00	越路町来迎寺農協倉庫前及隣接圃場
10.30～15.00	能率防除作業
11.30～15.00	田植え・苗播き作業
13.00～15.00	能率耕うん作業
10.00～15.00	溝堀り機収穫機械

河川法

社会生活のなかで、直接、間接に関係がありながら、皆様方にあまり関心のもたれていない法律に河川法があります。

この法律は、国土の保全と開発、公共の安全と福祉の増進をはかるために、又、河川の氾濫によつて起こる災害を防止し、河川が適正に利用されるようにと、これらを総合的に管理するために制定されたものです。このため、この法律では、災害等の防止のため河川を勝手に利用することを禁じています。

利用をしようというときには許認可を受けなければなりません。

それではどのような場合に河川法の許可が必要かといいますと、

1. かんがいまたは養魚などの目的で河川から取水しようとするとき。
2. 畑耕作等の目的で河川敷地を占用しようとするとき。
3. 河川敷地内で砂利等を採取しようとするとき
4. 河川敷地内で工作物を設置しようとするとき
5. 河川敷地内で土地の掘さく、または盛土をしようとするとき。
6. 堤内の民地であつても、堤防尻から十メートル以内の区域で、土地の掘さく、盛土、家屋の新築改築または除去しようとするとき。

このようなときには許可が必要です。

なぜこのような許可が必要かといいますと、河川は公のものであつて、行政主体によつて直接公共の用に供せられるもので、特定の人が個人の利益のために特別に使用されるべきものではないのです。しかし、やむを得ず使用しなければならない場合、無秩序の使用によつて生ずる社会に及ぼす障害を取り除き、また多数の人が同時に使用しようとする場合の混乱を調整するという目的で、これらを許可制にしたものなのです。そしてこれに違反した場合には、河川法によつて罰せられます。

許可の手続きは決して面倒なものでなく、皆さん方がもし、許可申請について疑問等がありましたら、何時でも、長岡工事々務所、長岡土木事務所または与板町役場土木課迄御相談下さい。係員がご相談に応じます。

最後に河川は適正に利用されれば自然資源として私達に無限の恩恵を与えてくれます。私達はお互いに、この法を守り、災害を起こさない立派なきれいな川にしましよう。